

生活支援サービス契約書

株式会社らいふ[登録事業者](以下「甲」という)と■■■■[契約者氏名](以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「ホームステーションらいふ小平」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

1 基本サービス(甲が提供)

○生活相談サービス

日常生活を送る中での困りごと等相談に応じます。

○状況把握(安否確認)・緊急時対応サービス

24時間の緊急時の対応及び安否確認を行います。突発的な事故、体調の急変などの場合に駆けつけ必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及び家族へ連絡を行います。

○フロントサービス

受付(来訪・電話対応)、新聞(受付・保管)、図書閲覧サービス、郵便物・宅配便の一時預かり、ゴミ出しサービス

2 選択サービス

- ・食事サービス
- ・介護サービス(入浴介助サービス)
- ・生活サービス(洗濯サービス、居室内清掃サービス)
- ・健康管理サービス(健康相談、血圧等の測定、栄養相談、医師の往診、定期健診)
- ・理美容サービス
- ・買い物代行サービス
- ・付添いサービス(入退院の付添い、通院介助)
- ・その他のサービス(レクリエーション)

詳細につきましては、「重要事項説明書」及び「介護サービス等の一覧表」参照

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を翌月5日までに、乙に対し書面により提示し確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条(サービス料金等)

甲が乙に提供する生活支援サービスその他サービスの料金の内容は以下の通りとします。

なお、金額は、全て現在の消費税額 10%を含んでいます。

1 基本サービス 月額 33,000 円

第2条1項所定の生活相談サービス、状況把握(安否確認)・緊急時対応サービス、フロントサービスの料金です。なお、1カ月に満たない期間のサービス料金については、1ヶ月を30日として日割計算した額とします。

2 選択サービス

・食事サービス 乙は食事サービスの提供を 希望する 希望しない

希望する場合、費用の詳細は以下の通りです。

①食事サービスの費用が月額 66,000 円(税込 10%)であること。

②1カ月に満たない期間については、1カ月を30日として日割計算した額とすること。1カ月に満たない期間については、1カ月を30日として日割計算した額とすること。

③一日(朝食 708 円・昼食 708 円・夕食 709 円・おやつ 75 円)の喫食がないときのみ日額料金 2,200 円(税込 10%)を差引き、返金すること。

尚、一食毎の食事サービスをご希望するときは上記料金の通りですが、おやつは提供はありません。

・介護サービス(入浴介助サービス) 2,200 円/回

・生活サービス(洗濯サービス、居室内清掃サービス) 月額 11,000 円、1,650 円/回

・健康管理サービス

健康相談、血圧等の測定、栄養相談 11,000 円

医師の往診、定期健診 実費

・理美容サービス 実費

・買い物代行サービス 1,650 円/30分

・付添いサービス(入退院の付添い、通院介助) 1,650 円/30分

3 その他選択サービス(レクリエーション) 実費

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

1 第4条第1項に及び第2項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月 18 日までに乙に請求し、乙は、甲へ郵便局か銀行の自動引き落とし、または現金振込の方法で支払います。

2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して前月分を毎月 18 日までに乙に請求し、乙は、甲へ郵便局か銀行の自動引き落とし、または現金振込の方法で支払います。

3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1カ月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。

4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わずホームステーションらいふ小平における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲又は乙は入居が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。
 - ①入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
 - ②入居者の健康状態が悪化し住戸での生活を継続することは困難であり、医師(主治医等)が医療機関等での治療・療養が必要と判断したとき。また、この指示を拒否したとき
 - ③乙又はその家族・連帯保証人・身元引受人・返還金受取人等による、甲の職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、甲乙間の信頼関係が著しく害されたとき、乙に催告した後、甲が相当の期間を定めても信頼関係が害されたままの場合
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について1カ月の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3カ月以上滞納した場合において、乙に催告した後、ただちに本契約を解除することができます。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、別途定める解約届を退去日の7日前までに提出することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 居住者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

第 11 条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。乙のご家族様には事前に優先する連絡先を決めていただきます。

第 12 条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。ただし乙に重大な過失がある場合は損害賠償額を減ずることができます。

第 13 条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第 14 条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第 15 条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第 16 条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、ホームステーションらいふ小平の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び連帯保証人は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙・連帯保証人が記名押印の上、甲・乙がその1通を保有する。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 東京都品川区東品川 2-2-24

<氏名> 株式会社らいふ

取締役 事業部長 小林 司 印

乙(契約者)

<住所>

<氏名> 印

連帯保証人

<住所>

<氏名> 印

<極度額>

食事サービス希望者	食事+基本サービス金額の6ヶ月分	594,000円
食事サービスなし者	基本サービス金額の6ヶ月分	198,000円